

- 問1 戦国時代、石見銀山などの鉱山開発が各地で盛んに行われた背景として、戦国大名が銀を求めた主な目的について説明したもののとして、最も適切なものはどれですか。 (2023年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 1. 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため | 2. 農村での貨幣経済を禁止し、年貢をすべて銀で納めさせるため | 3. 朝廷から高い官位を得るための献上物として独占するため | 4. キリスト教の布教活動を支えるための寄付金として活用するため |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
- 問2 戦国時代において、各地の戦国大名が自らの領国（分国）内の武士や民衆を統制し、領国内の秩序を維持するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2024年 千葉県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------|--------|----------|----------|
| 1. 公事方御定書 | 2. 分国法 | 3. 御成敗式目 | 4. 武家諸法度 |
|-----------|--------|----------|----------|
- 問3 戦国大名は軍事力だけでなく、経済力を高めるために石見銀山などの鉱山開発を進め、石州銀と呼ばれる銀貨を流通させるなど、領国の経営に力を入れました。このような大名たちが、領国内の家臣の統制や紛争解決、土地の支配を目的として制定した「分国法」の性格について述べた文として、最も適切なものはどれですか。 (2023年 栃木県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|--------------------------------------|
| 1. 村々が自衛のために組織した「惣」において、農民たちが話し合って決めた決まりである。 | 2. 幕府が全国の武士に対して一律に守らせるために制定した、全国共通の法律である。 | 3. 朝廷が定めた律令を補い、貴族の土地所有権を保護するために制定された法律である。 | 4. 各戦国大名が、自分の領国の実情に合わせて独自に制定した法律である。 |
|--|---|--|--------------------------------------|
- 問4 島根県に位置し、戦国時代から江戸時代にかけて大量の銀を産出した日本最大級の銀山で、2007年に世界文化遺産に登録された場所を次の中から選びなさい。 (2016年 鳥取県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 佐渡金山 | 2. 石見銀山 | 3. 生野銀山 | 4. 別子銅山 |
|---------|---------|---------|---------|
- 問5 16世紀の戦国時代、室町幕府の権威が衰退する中で、各地の実力者である戦国大名が自らの領国を独自に統治するために制定した法律を何と叫ぶか、名称を答えなさい。 (2017年 茨城県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------|------------|----------|--------|
| 1. 公事方御定書 | 2. 墾田永年私財法 | 3. 御成敗式目 | 4. 分国法 |
|-----------|------------|----------|--------|
- 問6 戦国時代において、下の身分の者が上の身分を圧倒する「下剋上」の風潮が広まった背景として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|--|--|
| 1. 幕府が強力な中央集権体制を確立し、地方の武士に直接命令を下すようになったため。 | 2. 農業技術が向上したことで農民が完全に自立し、武士による支配が消滅したため。 | 3. 応仁の乱によって幕府の支配力が弱まり、各地で実力による領国支配が行われるようになったため。 | 4. 朝廷が新しい官位制度を導入し、能力に応じた地位をすべての人々に与えたため。 |
|--|--|--|--|
- 問7 鎌倉時代において、3代執権の北条泰時が「御成敗式目（貞永式目）」を制定した目的や背景を説明したもののとして、最も適切な内容を選びなさい。 (2015年 岡山県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|--|
| 1. 平将門の乱を鎮圧した後に生じた関東地方の混乱を抑えるため、貴族の法律である律令を武士にも厳格に適用することを目的とした。 | 2. 今川義元などの戦国大名が分国法を作ったことに対抗し、全国の武士が幕府に対して絶対的な忠誠を誓うための精神的な規範を示す必要があった。 | 3. 元寇（モンゴル襲来）による出兵で困窮した御家人の不満を解消するため、借金を無償で帳消しにする徳政令の仕組みを全国に広める必要があった。 | 4. 承久の乱のあと、新しく任命された地頭と、貴族などの荘園領主との間で土地をめぐる争いが増えたため、公正な裁判の基準を設ける必要があった。 |
|---|---|--|--|
- 問8 戦国時代、現在の福井県にあたる北陸地方の要所に位置し、戦国大名の朝倉氏が有力な家臣を城下町へ集住させて築き上げた拠点の名称を選びなさい。 (2022年 熊本県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 1. 一乗谷 | 2. 山口 | 3. 小田原 | 4. 安土 |
|--------|-------|--------|-------|
- 問9 戦国大名が、室町幕府の法律があるにもかかわらず、独自に分国法を制定する必要があった背景として最も適切な理由はどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. キリスト教の布教を制限し、仏教を基盤とした道徳的な領国経営を行う必要があったため。 | 2. 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。 | 3. 元寇による社会の混乱を鎮め、分割相続によって困窮した御家人の生活を救済する必要があったため。 | 4. 貨幣経済が浸透し、外国との貿易による利益を独占するために全国共通の商業ルールが必要になったため。 |
|--|---|---|---|
- 問10 14世紀から15世紀にかけて、室町幕府の支配力が次第に弱まり、幕府の権威が失墜していきました。このような社会情勢の中で、下の者が実力で上の者を倒して地位を奪う風潮が広まりましたが、この風潮を何と呼びますか。 (2024年 秋田県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 1. 下剋上 | 2. 大政奉還 | 3. 門閥政治 | 4. 尊王攘夷 |
|--------|---------|---------|---------|
- 問11 戦国大名の武田晴信（信玄）が定めた「甲州法度之次第」のように、大名が独自に法を定めた背景を説明した次の文の（ ）に当てはまる語句を答えなさい。「戦国大名は、幕府の法が及ばなくなった自分の（ ）において、家臣の勝手な婚姻を制限したり、領民を管理したりすることで支配を強化しようとした。」 (2023年 山口県公立入試 類似)
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 1. 藩 | 2. 幕領 | 3. 領国 | 4. 荘園 |
|------|-------|-------|-------|
- 問12 加賀の一向一揆が、同時期に発生した「土一揆」などの他の社会運動と異なり、守護大名を倒して約100年もの長期にわたる自治を維持できた最大の要因として、最も適切なものはどれですか。 (2026年 高知県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|--|--|
| 1. 惣村と呼ばれる村の自治組織が、室町幕府の将軍から直接的な軍事的支援を受けていたから。 | 2. 守護大名が自ら権限を放棄し、農民たちに土地の所有権と徴税権を全面的に譲渡したから。 | 3. 加賀国においてのみ、鉄砲などの新式兵器を輸入するための自由貿易港が独占的に認められていたから。 | 4. 浄土真宗（一向宗）という宗教的な信仰を通じて、農民や地侍が極めて強く団結していたから。 |
|---|--|--|--|
- 問13 応仁の乱ののち、実力で領地を広げた戦国大名が、自らの領国内を統治し、家臣や民衆を支配するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2023年 静岡県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|----------|--------|---------|
| 1. 武家諸法度 | 2. 御成敗式目 | 3. 分国法 | 4. 建武式目 |
|----------|----------|--------|---------|

答え合わせ・解説

問1	答え 1 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため	戦国大名は、自国の軍勢力を強化するために多額の資金を必要としていました。特に種子島に伝来した鉄砲やその弾薬となる鉛、火薬の原料となる硝石を海外から購入するための支払い手段として、また功績のあった家臣への報酬として、銀は極めて重要な価値を持っていました。
問2	答え 2 分国法	室町幕府の権威が衰退した戦国時代、各地の大名は自らの実力で領国を治める必要がありました。そこで、家臣同士の私的な争いを禁じる「喧嘩両成敗」の規定や、年貢に関する取り決めなどを定めた独自の法を制定しました。江戸幕府が制定した「公事方御定書」とは時代背景が異なります。
問3	答え 4 各戦国大名が、自分の領国の実情に合わせて独自に制定した法律である。	戦国大名は、自らの力で領国を守り、富国強兵を図る必要がありました。そのため、幕府が制定した法に従うのではなく、領国内の家臣の団結を強めたり、経済活動を管理したりするために、それぞれの領国の状況に応じた独自のルールを定めました。これが分国法であり、今川氏の「今川仮名目録」や武田氏の「甲州法度之次第」などが有名です。
問4	答え 2 石見銀山	島根県大田市に位置するこの遺跡は、16世紀に博多の豪商らによって本格的な開発が始まり、江戸時代には幕府の直轄地（天領）として重要な財源となりました。良質な銀を大量に産出したことから、東アジアやヨーロッパとの交易において極めて重要な役割を果たしたことが評価され、世界文化遺産に登録されています。
問5	答え 4 分国法	戦国時代、守護大名に代わって実力で領地を支配した戦国大名は、家臣の統制や領国内の治安維持、年貢の徴収などを目的として独自の法を定めました。これは大名の支配権が及ぶ「分国（領国）」にのみ適用されたため、このように呼ばれます。選択肢にある御成敗式目は鎌倉時代、墾田永年私財法は奈良時代、公事方御定書は江戸時代のもんです。
問6	答え 3 応仁の乱によって幕府の支配力が弱まり、各地で実力による領国支配が行われるようになったため。	応仁の乱をきっかけに室町幕府の権威が失墜すると、従来の身分秩序や支配体制が崩れました。それまでの守護大名に代わり、実力で領国内を統制し、富国強兵を進める戦国大名が各地に出現したことが、下剋上の象徴的な現象です。
問7	答え 4 承久の乱のあと、新しく任命された地頭と、貴族などの荘園領主との間で土地をめぐる争いが増えたため、公正な裁判の基準を設ける必要があった。	1221年の承久の乱によって鎌倉幕府の支配が西日本まで拡大しましたが、その結果、各地で地頭と荘園領主（公家や寺社）との間で土地管理や年貢をめぐる紛争が頻発しました。北条泰時は、武家社会の慣習に基づいた公平な裁判を行うための明確な基準として1232年に御成敗式目を定めました。これは武家独自の最初の法典であり、後の武家政治の大きな手本となりました。徳政令は13世紀末の永仁の徳政令が有名ですが、御成敗式目の制定目的とは異なります。
問8	答え 1 一乗谷	越前国（現在の福井県）を支配した朝倉氏は、一乗谷を拠点として栄華を極めました。それまで各地の領地に分散していた有力な家臣を城下町に強制的に住まわせる「集住」を行うことで、大名による統制を強め、軍勢力を集中させる体制を整えました。この仕組みは、後の近世城下町の実験場となりました。
問9	答え 2 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。	応仁の乱以降、室町幕府の権威が失墜し、全国的な法秩序が機能しなくなりました。下剋上の風潮の中で生き残るため、戦国大名は独自の法を設けることで家臣の勝手な行動を制限し、領内を一貫して支配する体制を整える必要がありました。
問10	答え 1 下剋上	応仁の乱以降、室町幕府の将軍や守護大名の権威が低下したことで、実力を持つ家臣や国人が主君を追放して自ら領地を治める動きが全国で見られるようになりました。この現象は戦国時代の大きな特徴であり、新たな支配者である戦国大名が誕生する要因となりました。
問11	答え 3 領国	戦国大名が直接支配を及ぼした範囲は「領国」と呼ばれます。江戸時代の「藩」や、中世の貴族・寺社の土地である「荘園」とは区別されます。分国法は、この領国内でのルールを明確にすることで、大名の権威を確立し、富国強兵を進めるための重要な手段でした。
問12	答え 4 浄土真宗（一向宗）という宗教的な信仰を通じて、農民や地侍が極めて強固に団結していたから。	加賀の一向一揆の最大の特徴は、浄土真宗の信仰に基づく組織的な団結力にあります。各地の寺院を拠点に、武士だけでなく一般の農民までが教えのもとに結集したことで、従来の守護大名の支配を跳ね返すほどの軍勢力と政治力を持つに至りました。この宗教的なネットワークが、単なる不満による一時的な暴動（土一揆）とは異なる、持続的な自治体制を支える基盤となりました。
問13	答え 3 分国法	室町時代の中期から後期にかけて、幕府の権威が衰え戦乱が全国に広がる中、各地に戦国大名が登場しました。彼らは土地の争いや家臣の統制、年貢の徴収などを円滑に行い、自分の領国を安定して支配するために独自の法律を定めました。鎌倉時代の「御成敗式目」や江戸時代の「武家諸法度」と混同しないよう注意が必要です。